

平成27年10月16日

国宝・重要文化財（建造物）の指定について

文化審議会（会長 ^{みやた りょうへい}宮田 亮平）は、平成27年10月16日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに2件の建造物（新規1件、追加1件）を国宝、10件の建造物（新規8件、追加2件）を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、近日中に行われる官報告示を経て、国宝・重要文化財（建造物）は、2,445件、4,775棟（うち国宝223件、282棟を含む。）となる予定です。

◎今回の答申における特筆すべきもの

【国宝】 ^{いwashimizu}石清水八幡宮本社^{yawatashi}京都府八幡市

石清水八幡宮本社の社殿は、^{kan'ei}寛永11年（1634）に^{sozotai}造替された社殿群である。^{hachimanzukuri}八幡造形式の本殿と、前面に連なる^{heid'en}幣殿及び^{bu'den}舞殿等を^{mizugaki}瑞籬や^{kaigorou}廻廊で囲み、緊密に一体化するという、古代に成立した荘厳な社殿形式を保持しつつ、近世的な装飾を兼備した、完成度の高い神社建築として極めて高い価値を有している。

【重要文化財】 ^{todakejyutaku}戸田家住宅^{itadogunkamitachou}徳島県板野郡上板町

戸田家は、近世以来^{ai}藍の製造や販売を営み、藍産業の隆盛に伴い明治19年頃に敷地を拡張して主屋や^{ainedo}藍寝床などを建て替えた。敷地全体は当地域の伝統的な藍屋敷の構成に倣いつつ、二階建て建ちの高い主屋や、別棟の接客施設である東座敷などに近代的な特徴を示しており、^{yoshinogawa}吉野川下流域における近代の藍屋敷を代表する住宅として価値が高い。

<担当> 文化庁文化財部参事官（建造物担当）

参事官 熊本 達哉（内線 2790）

調査部門 武内 正和，西岡 聡（内線 2793）

登録係 貴志 徹（内線 3160）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2792（直通）

【国宝 新指定の部】

① 古代由来の信仰空間と近世の装飾を兼備した壮麗な社殿群 (近世以前／神社)

石清水八幡宮本社 10棟

本殿、せつしゃたけうちしゃほんでん 攝社武内社本殿、みずがき 瑞籬、へいでんおよぶでん 幣殿及び舞殿、ろうもん 楼門、ひがしもん 東門、にしもん 西門、かいろう 廻廊 (三棟)

京都府八幡市

宗教法人石清水八幡宮

石清水八幡宮は、かつらがわ 桂川、うじがわ 宇治川、きづがわ 木津川の三川の合流点にある おとこやま 男山に所在し、じょうがん 貞観2年(860)の創建以来、くげ 公家や ぶげ 武家をはじめとして、広く崇敬を集めた。創建後はたびたび社殿を焼失等したものの、その都度復興し、近世初頭には、てんしょう 天正8年(1580)の おだのぶなが 織田信長による社殿修復に続き、けいちょう 慶長3年(1598)から とよみひでより 豊臣秀頼による けいだい 境内再興が行われた。現在の本社社殿群は、かんえい 寛永11年(1634)に江戸幕府により ぞうたい 造替されたものである。

本殿は、ないでん 桁行11間の内殿と げでん 外殿を前後に並べて複合させた、はちまんづくり 壮大な規模をもつ八幡造本殿で、国内の同形式の本殿の中では現存最古で最大規模である。

石清水八幡宮本社の社殿群は、長大な八幡造本殿と、独特な空間構成を持つ へいでん 幣殿及び ぶでん 舞殿等を みずがき 瑞籬や かいろう 廻廊で囲み、ひるい 緊密に一体化した比類ない構成になり、古代に成立した そうごん 荘厳な社殿形式を保持しつつ、近世的な装飾を兼備した完成度の高い近世神社建築として、極めて高い価値を有している。また、創建以来、公武をはじめ社会に広く浸透した八幡信仰の象徴となる社殿として、深い文化史的意義を有している。



【国宝 追加指定の部】

① 書院の東面突出部を指定範囲に追加する (近世以前／住宅)

龍光院書院 1棟

京都府京都市北区

宗教法人龍光院

龍光院は大徳寺塔頭のひとつで、慶長11年(1606)、黒田長政が父孝高(如水)の菩提を弔うため創建し、同13年には造営が完了した。

書院は、慶安2年(1649)頃に整備されたもので、遠州好みとされる四畳半台目の茶室「密庵席」を有し、昭和36年4月27日付けで国宝に指定された。近年、書院の屋根が椽瓦葺からこけら葺に復され、その際に、東面の三畳と床付の八畳、広縁からなる突出部も創建当初に一体で建てられたことが確認された。

龍光院書院の東面の突出部は、書院の一部として高い価値を有しており、指定範囲を拡大して保存を図る。



【重要文化財 新指定の部】

① 木造放射状舎房を完全な形で残す監獄建築（近代／官公庁舎）

旧網走監獄 3棟
あばしりかんごく
ちようしゃ しゃぼうおよ ちゆうおう み はりしよ きようかいどう
庁舎、舎房及び中央見張所、教誨堂
あばしりし
北海道網走市



公益財団法人網走監獄保存財団

網走監獄は明治23年に網走囚徒外役所を設置したことに始まり、明治36年監獄官制発布に伴い網走監獄となった。明治42年に火災により建物の大半を焼失し、現在の建物は明治45年に再建されたものである。設計は司法省で、収容者の手により施工された。その後刑務所の改築計画に伴い昭和56年以降建造物が順次現位置に移築され、博物館網走監獄として公開活用がはかられている。

旧網走監獄の庁舎ほか2棟は、監獄における主要施設であり、明治期の木造監獄建築の数少ない遺例として歴史的価値が高い。とりわけ舎房及び中央見張所は、木造の放射状舎房が完全な形で残る唯一のもので、当時の標準的な獄舎の特徴を備えており重要である。
○指定基準＝歴史的価値の高いもの

② 刑務所に併設された構外農園施設の希少な遺構（近代／官公庁舎）

旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所（二見ヶ岡農場） 5棟
あばしりけいむしよふたみ が おかけいむ ししよ ふたみ が おかのうじよう
ちようしゃ しゃぼう きようかいどうおよ しょくどう けんさ ふちやく
庁舎、舎房、教誨堂及び食堂、鍵鎖附着所、炊場
あばしりし
北海道網走市



公益財団法人網走監獄保存財団

旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所は、明治29年、北海道集治監網走分監の屈斜路外役所として、広大な土地で農業を行い自給自足を図るため開設された。昭和4年に網走刑務所二見ヶ岡刑務支所となり、平成11年博物館に移築された。施設は明治29年建築の庁舎、舎房、炊場と、大正15年に増築された教誨堂及び食堂、昭和5年の鍵鎖附着所からなる。全国でも珍しい農園を持つ刑務所の建築群で、当初に遡る主要建物を良く残し、特に舎房は明治中期に遡る獄舎建築として歴史的価値が高い。また一連の施設を残している点でも貴重で、刑務所の構外農園施設の発展過程をよく示しており、行刑史上高い価値が認められる。
○指定基準＝歴史的価値の高いもの、学術的価値の高いもの

③ 弘前藩により建てられた中下級武士の住宅（近世以前／住宅）

ひろさきはんしよしじゅうたく
旧弘前藩諸士住宅 1棟

青森県弘前市

弘前市

旧弘前藩諸士住宅は、弘前城北側の仲町^{なかしちやう}伝統的建造物群保存地区の西南部に所在する。宝暦^{ほうれき}（1751～63）頃作成の「御家中屋^{ごかちゆうや}舗^{しきたてやす}建家図」に掲載された中下級武士（諸士）の住宅で、地区の東北部から現在地に移築し、復原された。



旧弘前藩諸士住宅は、18世紀前半に弘前藩が城下に建設した一連の中下級武士住宅のひとつであり、平面構成などにその標準的な姿を示すとともに、全国的に例が少ない同時期の遺構として価値が高い。また武家町として保存されている仲町伝統的建造物群保存地区における中下級武士住宅の特徴を理解する上でも重要である。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なもの

③ 伝統的な平面構成に近代的な接客機能や意匠を備えた大規模商家建築（近代／住居）

ひらいけじゅうたく
平井家住宅 6棟

おもや おもてもん みなみぐら きたぐら こめぐら
主屋、表門、南蔵、北蔵、米蔵、

つくぐら
造り蔵、土地

岩手県紫波郡紫波町

個人、紫波町

平井家は江戸時代初期より当地に居住した商家で、近代には醸造業や鉱山経営などを手がけた。主屋は大正10年の建築で、ミセの構えや通り土間は伝統的な平面になるが、ガラス窓を多用した開放的な外観、二階の広大な大広間などの上質な接客空間、変化に富む屋根などに近代の特徴が窺える。



平井家住宅の主屋は、建築年代が明確で、かつ規模壮大な建物である。当地方の伝統的な平面を継承しつつ、近代的な意匠と手法が随所に導入されており、優れた和風建築として高い価値がある。また伝統的な土蔵と煉瓦造の蔵が共存し、防火を意識した煉瓦塀で敷地を囲うなど、近代の展開を示す建造物が一体的に残っており、土地と併せて保存を図る。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、流派的又は地方的特色において顕著なもの

⑤ 大名と禅宗寺院塔頭たっちゅうの関係を物語る黒田官兵衛夫妻の霊屋かんべえ たまや（近世以前／神社）

龍光院黒田家霊屋りょうこういんくろだ けたまや 1棟

京都府京都市北区

宗教法人龍光院

龍光院黒田家霊屋は、龍光院境内の南西、土塀西側の墓所に位置する。龍光院創建時の慶長13年（1608）竣工とみられる建物で、内部に黒田孝高よしたか じよすい（如水）と妻の照福院しょうふくいんの五輪塔を安置している。



禅宗様の小規模な方三間堂であるが、組物や木鼻、実肘木の絵様など精緻なつくりになり、数少ない桃山期の霊廟建築として価値が高い。また近世禅宗寺院塔頭たっちゅうの発展を支えた大名との関係を如実に物語るものであり、近世初期における禅宗寺院塔頭の構成を知るうえでも貴重である。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

⑥ お江ごうにより再興された豪壮な客殿を中心とする伽藍がらん（近世以前／寺院）

養源院ようげんいん 4棟

客殿きゃくてん、護摩堂ごまどう、鐘楼堂しょうろうどう、中門ちゅうもん

京都府京都市東山区

宗教法人養源院

養源院は、淀殿よどのが父浅井長政ながまさの菩提を弔うために文禄3年（1594）に創建した寺院で、元和7年（1621）に徳川秀忠夫人お江ごうにより境内が再興された。伽藍の中心となる客殿は六間取方丈形式の平面をもち、西面に入母屋造いりも やづくり、軒唐破風付のきからはふの奥玄関を附属し、内部は俵屋宗達たわら や そうたつの筆と伝える襖絵ふすまや杉戸絵すぎとなどで飾られる。



養源院客殿は、木柄きがらが大きく豪壮な方丈建築で、重厚な玄関と上段の間を構え、各室内を障壁画しょうへきがで飾るなど上質な接客空間を備えており、意匠的に優れている。建立年代が明らかで保存も良好であり、江戸時代初期における方丈建築の展開を示す点において、高い歴史的価値を有している。また護摩堂や鐘楼堂、中門もいずれも質が高く、伽藍再興期の様相を良好に伝えるものとして重要である。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの

⑦ 吉野川下流域における藍産業の最盛期を物語る藍屋敷あいやしき（近代／住居）

とだけじゅうたく
戸田家住宅 8棟
おもや ひがしざしき どぞう ながやもん あいねどこ
主屋 東座敷 土蔵 長屋門 藍寢床、
にしぐら いぬいぐら はいや
西蔵 乾蔵 灰屋 土地
いたのぐんかみいたちょう
徳島県板野郡上板町

個人

戸田家住宅は、吉野川の北側に屋敷地を構える。戸田家は近世以来当地で藍作を営んできたが、明治19年頃に敷地を拡張し、主屋を建て替えるなど屋敷地の更新を行い、その後昭和12年に東座敷を建築した。



石垣で高めた屋敷地と中心に建つ主屋、周囲を取り囲む土蔵群、広い前庭や藍寢床、撥釣瓶井戸など、当地域の近世以来の伝統的な藍屋敷の全体構成を踏襲しながら、二階を居室化して高さを高めた主屋や、別棟の接客空間として上質なしつらえを見せる東座敷などに近代的な特徴を示している。明治中期に最盛期を迎えた吉野川下流域の近代の藍屋敷を代表するものとして価値が高く、土地と併せて保存を図る。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

⑧ 藩主祈願寺としての格式を備える書院建築（近世以前／住宅）

はんしゅきがんじ
竹林寺書院 1棟

高知県高知市

宗教法人竹林寺

竹林寺は高知市街東方に所在する真言宗寺院で四国霊場の札所として知られる。江戸時代には土佐藩主山内家の祈願寺として興隆した。

書院は文化13年（1816）の建築で、6室を配した主体部の南面と西面に広縁を廻した形式とし、東面に玄関が取り付く。内部は背面西側の上段の間に床、棚、付書院を構え、背面中室では側方に床を設えて後方の庭園を臨む座敷とする点に特色がある。



竹林寺書院は、こんりゅう建立年代が明らかで四国地方に希少な近世の書院建築として貴重である。土佐地方に特徴的な細部意匠を持つ上段の間を構え、庭園鑑賞を意図した開放的な裏座敷を持つなど、藩主祈願寺としての特質や地方的特色も併せ持ち、高い価値が認められる。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なもの

【重要文化財 追加指定の部】

① 上社本宮における独自の信仰形態の展開を示す社殿群（近世以前／神社）

諏訪大社上社本宮 10棟
布橋、勅願殿、文庫、勅使殿、五間廊、
撰末社遙拝所、神楽殿、天流水舎、神馬
舎、入口御門

長野県諏訪市

宗教法人諏訪大社



諏訪大社は信濃国一宮として崇敬を集めた古社で、上社と下社に分かれ、上社は前宮と本宮よりなる。本宮は幣殿、拝殿など6棟が重

要文化財に指定されている。境内には、安永6年（1777）の布橋、文政10年（1827）の神楽殿、弘化4年（1847）の勅願殿など、江戸後期から末期にかけて建てられた社殿群がよく残る。これらは、各々が独自性のある建築形態を有しており、幣殿、拝殿とともに上社本宮独自の境内空間の構成に欠かせない存在として高い価値を有している。また、各社殿はそれぞれの建築年代に応じた意匠をもち、近世における上社本宮の変遷と建築意匠の展開を如実に反映した社殿として、歴史的価値が高い。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なもの

② 国宝の書院と一連の境内空間を構成する優美な建築群（近世以前／寺院）

龍光院 2棟
寮及び小庫裏、禹門

京都府京都市北区

宗教法人龍光院

龍光院は大徳寺塔頭のひとつで、書院が国宝に、昭堂、盤桓廊、兜門が重要文化財に指定されている。



書院の東にある寮及び小庫裏、禹門は、書院や昭堂と同時期の慶安2年（1649）頃の建築である。既指定の書院や昭堂などとともに江戸時代前期に建てられたもので、意匠的にも優れ、禅宗寺院塔頭の構成を知るうえで貴重な存在であり、追加指定して保存を図る。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの

〈個別解説凡例〉

番号 特 徴 (年代区分／種類別)

名 称 員 数

複数棟指定の場合の建造物の名称, 土地* 等

所 在 地

所 有 者

〈国宝・重要文化財の指定件数〉

(*建造物と一体をなして価値を形成している土地をあわせて指定するもの。)

平成 27 年 10 月 答 申

(国 宝)

	種 類 別	現在指定数		新規指定		合計	
		件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神 社	39	65	1	10	40	75
	寺 院	155	163			155	163
	城 郭	9	17			9	17
	住 宅	14	20			14	20
	民 家	0	0			0	0
	そ の 他	3	3			3	3
	小 計	220	268	1	10	221	278
近代の分類	宗 教	0	0			0	0
	住 居	1	1			1	1
	学 校	0	0			0	0
	文化施設	0	0			0	0
	官公庁舎	0	0			0	0
	商業・業務	0	0			0	0
	産業・交通・土木	1	3			1	3
そ の 他	0	0			0	0	
	小 計	2	4	0	0	2	4
合 計		222	272	1	10	223	282

(重要文化財)

	種 類 別	現在指定数		新規指定		追加指定		合計	
		件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神 社	570	1,206	1	1	1	12	572	1,219
	寺 院	856	1,175	1	4	-1	2	856	1,181
	城 郭	53	235					53	235
	住 宅	95	153	2	2			97	155
	民 家	351	848					351	848
	そ の 他	193	261					193	261
	小 計	2,118	3,878	4	7	0	14	2,122	3,899
近代の分類	宗 教	29	44					29	44
	住 居	87	341	2	14			89	355
	学 校	41	80					41	80
	文化施設	36	61					36	61
	官公庁舎	25	30	2	8			27	38
	商業・業務	21	28					21	28
	産業・交通・土木	75	253					75	253
そ の 他	5	17					5	17	
	小 計	319	854	4	22	0	0	323	876
合 計		2,437	4,732	8	29	0	14	2,445	4,775

近世以前・神社の追加は石清水八幡宮本社国宝指定に伴う追加を含む。
近世以前・寺院の追加は龍光院追加指定に伴う件数整理による。